

<第 16 回は農転案件がないため部会は開催せず>

玉村町農業委員会 議事録 （本会議）

事務局：ただ今から、第 16 回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
米の収穫も進んできたが、前年に比べかなり高い金額で取引されている。JA も 18,000 程度になる見込みで、現在商社が買い取っている金額は 25,000 円程度と聞いている。こうなってくると、新規需要米の交付金との価格差が広がってしまい、新規需要米の推進に影響が出てくるのではないか。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は 10 名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定による議事録署名人ですが、今回は 5 番 下田 委員 7 番 新井 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長：それでは、議事に入ります。
議案第 1 号について事務局より説明をお願いいたします。
なお、議案第 1 号の番号 1 に関しては私が利害関係人になるため、一時退席いたします。

<松浦会長一時退出>

事務局：議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

番号 1 令和 6 年 9 月 20 日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<番号 1 の内容について説明>

以上で番号 1 の説明を終了します。

議長代理：それでは、番号 1 について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

<松浦会長戻る>

議 長 : 次に、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 番号 2 について説明いたします。

番号 2 令和 6 年 9 月 20 日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<番号 2 の内容について説明>

以上で番号 2 の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号 2 について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 2 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議 長 : 次に、番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 番号 3 について説明いたします。

番号 3 令和 6 年 9 月 20 日受付
この申請は売買による所有権移転の申請です。

<番号 3 の内容について説明>

以上で番号 3 の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号 3 について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 3 について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 3 は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第 2 号「農用地利用集積計画（11 月 1 日設定農地中間管理）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 議案第 2 号「農用地利用集積計画（11 月 1 日設定農地中間管理）」について説明いたします。

それでは、議案 2 別冊の農用地利用集積計画（案）、農地中間管理一括方式設定分をご覧ください。

2 ページ目の概要表が今回の中間管理事業で群馬県農業公社を通して利用権の設定をする農地面積です。合計 87 筆、貸手 52 人、借手 27 人（法人）の計画となり、面積は田が約 14ha、畑が約 1ha、合計約 15ha となっています。個別の詳細は、次ページ以降の計画書をご覧ください。

借り手の耕作要件について、新規借り入れ筆があり認定を持っておらず実態として耕作面積が 50a 未満の借り手に対して、聞き取り調査や現地確認等を行うこととしていますが、今回は該当する耕作者はおりませんでしたので、耕作要件は満たしており利用権設定に問題はないと考えます。

以上の状況を踏まえ、これらの集積計画（案）について、周辺農用地の農業上の利用に影響があるか？また、全ての農用地について適切に耕作される事が見込めるか？という点についてご審議願います。

なお、県知事には事前に協議を行って同意を得ており、計画を承認頂いた場合は、この集積計画を 11 月 1 日付で町が告示し、利用権の設定が完了します。

議長 : それでは議案第 2 号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・審議等)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。
議案第 2 号について**承認**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、議案第2号「農用地利用集積計画（11月1日設定農地中間管理）」を農業委員会として承認とします。

議長：続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり相続で2件受理しております。

報告事項2 農地法第4条第1項第7項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり1件受理しております。

報告事項3 農地法第5条第1項第6項の規定による市街化区域の届出書の受理状況について報告いたします。別紙のとおり2件受理しております。

報告事項4 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の交付状況について報告いたします。今月は別紙のとおり2件受理しております。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<意見・質問なし>

それでは、報告事項について、終了とします。

議長：続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：○食育まつりの開催について【保健センター杉浦氏が説明】
11月～12月に玉村町産の食材を対象にしたキャンペーンを行う。ご協力をお願いしたい。

○原泰治委員の受賞と祝賀会について
・10月16日（水）17時30分～
・会場はJA 佐波伊勢崎本店
・送迎バスを役場16：30発で手配する

○次年度に向けてのたまねぎじゃがいも栽培について
・たまねぎの苗の手配について
・耕うんについて → 10月末に1回実施
11月10日前後に1回実施
・学校と共同で定植 → 11月20日前後に実施（今後調整）

- ・学校側に次年度は除草作業や共同試食の実施を提案する

○農業委員報酬について

- ・振込手数料の改定に伴い、報酬の振込方法（回数）を変更したい。
半年に１回か、もしくは年間１回（年度末か）にしたい。
→委員で協議し、年間１回（今年度は１０月～３月の半年分、来年度は
１年分を一括支給する）の支給に変更する。

議 長 ：その他、なにかありますでしょうか。

５番委員：玉村町産業祭について、昨年式典に出席したが、内容やパンフレットを再検討したほうがよい。招待する者の選定ももっと範囲を広げて増やしたほうがよいのではないか。表彰される者がどのような経歴・功績・人柄なのかをわかるようなものに、また盛大に表彰者を祝う雰囲気できないか。

事務局 ：産業祭の事務局に伝える。

７番委員：産業祭の式典に費用をかけるくらいなら学校や子供にお金をかけたほうがいい。昔のやり方は変えてスマートにしていくべきだ。

事務局 ：意見として産業祭の事務局に伝える。

議 長 ：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。